

令和7年度

「犯罪のないまちづくり事業」助成金交付のご案内

戸塚区では、地域の防犯活動に自主的に取り組み、防犯力・防犯意識の向上を目的に活動する団体に「犯罪のないまちづくり事業」助成金の交付を実施しています。

1 助成の対象となる活動

- (1) 防犯パトロールの実施 (月に4回以上実施する場合)
- (2) 防犯講習会等の開催 (1回あたり20名以上の参加が見込まれる場合)
- (3) 地域防犯マップの作成
- (4) 地域防犯拠点の運営
- (5) 犯罪のないまちづくりに寄与すると認められる、防犯対策物品の購入、設置
- (6) その他犯罪のないまちづくりに寄与する活動



2 助成の対象となる団体

戸塚区内の地域で自主的に組織された団体
(地区連合町内会自治会、自治会町内会を含む)

3 助成対象期間

令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

4 助成金額

1団体あたり 上限 55,000円

※前年度は38団体に助成金を交付しました。

申請団体数や申請内容の審査等を踏まえ、各団体への交付金額を決定します。

5 申請方法

申請書に必要事項を記入し、団体規約や名簿等を添付のうえ、戸塚区地域振興課(94番窓口)へご提出ください。

6 申請書の配布

申請書は戸塚区地域振興課(94番窓口)で配布しています。

また、戸塚区ホームページ内の「防犯情報」ページから申請書をダウンロードできます。

“戸塚区 防犯事業”でインターネット検索すると、アクセスできます。

戸塚区 防犯事業

検索

7 申請書類の提出締切

令和7年6月30日(月)必着

※締切日を過ぎた場合でも、申請状況によっては、助成金を交付できる場合もございます。

申請を希望される団体は、お早めに担当までご相談ください。